三　中間監査の基準は中間監査を実施した会計監査人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四　中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

五　中間監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討していること。

六　中間監査手続の選択及び適用は中間監査を実施した会計監査人の判断によること。

七　中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八　中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

11　第一項第二号ニに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の意見　中間監査の対象となった中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

二　除外事項を付した限定付意見　中間監査の対象となった中間財務諸表が、除外事項を除き機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該中間財務諸表に与えている影響又は実施できなかった重要な中間監査手続及び当該事実が影響する事項

三　中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨の意見　中間監査の対象となった中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨及びその理由

12　第一項第二号ホに掲げる事項は、第十四条の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、中間監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分して記載するものとする。

［新設］

［削る］

9　第一項第二号ニに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等その他の事項であつて、中間監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

10　第一項第二号ホに掲げる理事長及び監事の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　理事長の責任　次に掲げる事項

イ　中間財務諸表を作成する責任があること。

ロ　中間財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

ハ　継続法人の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二　監事の責任　財務報告に係る過程を監視する責任があること。